＜市広報　令和７年２月号＞

守口市 消費生活センター くらしナビ

「ウォーターサーバーの契約トラブル」

ショッピングモールで不意に業者に声をかけられ、臨時店舗で契約したウォーターサーバーのトラブルが増えています。

【事例】

「当社に乗り換えたら、契約中の他社の解約料をキャッシュバックする」と業者から言われて契約したが、実際はキャッシュバックの対象外だった。

【事例２】

「サーバー代は無料、水も３か月間無料なのでお得だ」と業者から言われて、よく考えずに契約した。半年後、あまり利用しなくなり解約しようと契約書を確認すると、３年の契約期間内の解約には高額な解約料がかかることが分かった。そのような説明を聞いた覚えが無い。

【事例３】

「水道水を使うので水代は無料だ。サーバー代だけ毎月払って欲しい」と業者から言われて契約した。だが使い勝手が悪く解約を申し出たら、レンタルだと思っていたサーバーが分割払いの買い取り契約になっていて、残債１８万円を一括請求された。

【アドバイス】

▼本当に必要かよく考えましょう。

慌てて契約するのではなく、一旦冷静になり不要ならきっぱり断りましょう。

▼複数の業者で比較・検討しましょう。

契約する前に色々な業者の商品や価格、機能、サービス内容などをよく調べて検討しましょう。

▼契約内容を契約前に必ずしっかり確認しましょう。

勧誘時の説明だけではなく、**必ずパンフレットや契約書面などをよく見て、契約内容を確認しましょう。**

〈確認事項〉

・契約期間、中途解約時の解約料の定め
・毎月の支払額と総額、支払い期間、支払い方法（分割か一括か）
・機器はレンタルか買い取りか、それぞれの解約条件
・水は水道水利用か毎月タンクで購入するのか
・他社違約金のキャッシュバックがある場合は、その条件
・業者の説明と契約書の内容が一致しているか

契約をやめたい時にはクーリング・オフが可能な場合もありますので、早めに消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話　06-6998-3600
守口市消費生活センター（守口市役所内）
相談時間　午前９時００分～午後４時３０分
土・日曜・祝日の相談窓口は、
消費者ホットライン　１８８（局番なし）